市営住宅を退去される方へ

●市営住宅を退去される場合は、明渡届、敷金還付請求書を退去の５日前までに都市計画課へ提出し、市職員の検査を受けてください。**団地代表者様へ各自退去のご連絡をお願いします。**

●検査までに、増築部分は完全に撤去し、室内外の私物はすべて運び出してください。
ＴＶアンテナ、電球、電球カバー、カーテンレール・網戸（紺屋原・大法原団地以外）も忘れずに撤去してください。風呂設備を個人で設置している住宅は撤去をお願いします。（既設の物は撤去しないでください）
窓ガラスの破損がありましたら、退去日までに修理を済ませてください。

●トイレの便器、台所（換気扇）、**防油枡（下山田団地、日吉団地）**、排水関係（大法原団地）、壁、床、天井等の汚れ、シールの貼り跡等についても清掃してください。

●退去の際、住宅の修繕費用を請求させていただきます。また、敷金は未納家賃及び住宅修繕費に充当し、残りがあれば指定の口座にお返しします。
・畳の表替え、ふすまの両面張替、欄間障子の張替費用
・壁穴等、入居者の責に帰する住宅の破損個所の修繕費用

●家賃（駐車場使用料）は、退去の検査が完了する日までの日割りとなります。（百円未満の端数切捨）口座振替により納付されている方は、事務手続き上、１か月分の家賃等が振替えられることがありますが、納めすぎの分はお返ししますので御了承ください。

●電気、水道等の公共サービスについては、停止または移転の手続きをお済ませください。放置されますと、転居後も基本料金を請求されたり、大切な郵便物が届かないなどの不都合を生じることがあります。
・電　　気……各自の取り引き電力会社
・電　　話……ＮＴＴ西日本東濃支店　電話：局番なし１１６
・ガ　　ス……各自の取り引き燃料店
・上下水道……瑞浪市役所上下水道課（電話での受付は出来ません。）
・郵 便 物……瑞浪集配センター　６８－３８０２
・便所（汲み取り対象の団地のみ）…（有）中部環境　電話：６７－０３８５

◆瑞浪市役所 都市計画課（６８－２１１１ 内線２９１・２９２）